府令・省令

内閣府
○農林水産省令第一号
国土交通省

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三号）の施行に伴い、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第二十四条第一項に規定する事件に関する拿捕に係る担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第二十四条第一項に規定する事件に関する拿捕に係る担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第二十四条第一項に規定する事件に関する拿捕に係る担保金の提供等に関する命令（平成八年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「第八条第一項第二号イ」を「第九条第一項第二号イ」に改める。

附　則

この命令は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

省令

○総務省令第七十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「適切な計画」の下に「（その局が二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。）」を加える。

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二号⑻中「第四十九条の六の十」を「第四十九条の六の十第一項及び第三項」に改め、「のうち陸上移動局に係るもの」を削り、同号中⑽を削り、⑼を⑽とし、⑻の次に次のように加える。

⑼　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項に規定する技術基準

第十五条の三第十号中⑽を⑿とし、⑺から⑼までを⑼から⑾までとし、⑹の次に次のように加える。

⑺　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準

⑻　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項に規定する技術基準

第三十三条第六号⑴中「第四十九条の六の十第一項及び第三項」の下に「、第四十九条の六の十第一項及び第五項」を加え、同号⑵中「第四十九条の六」の下に「又は第四十九条の六の十」を加える。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の二第二項中「基地局（以下「フェムトセル基地局」という。）又は設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの（以下「特定陸上移動中継局」という。）」を「フェムトセル基地局（以下単に「フェムトセル基地局」という。）又は同号⑵に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）」に改める。

別表第二号第2の表注25中⑾を⑿とし、⑽の次に次のように加える。

⑾　2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十九条の六の十二」を削る。

第十四条第一項の表十四の項から十六の項までを次のように改める。

十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	八七	四七
	第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	八七	四七
	二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合	一〇〇	五〇
	三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	四七
	第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、陸上移動中継局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものの送信設備		
	二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合	一〇〇	六二
	三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合		